

# 富士国有林の地域別の森林計画書（案）

（富士森林計画区）

計画期間 自 平成28年4月1日  
至 平成38年3月31日

関東森林管理局

富士国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、富士森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ ーは、該当がないものである。

# 富士森林計画区的位置図



凡 例	
	森林管理署界
	森林計画区界
	国有林野
	官行造林地
	森林管理署等
	森林事務所

## 目 次

### I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	8

### II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	10
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	11
（1）森林の整備及び保全の目標	11
（2）森林の整備及び保全の基本方針	12
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	14
2 その他必要な事項	14
第3 森林の整備に関する事項	15
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	15
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	15
（2）立木の標準伐期齢	17
（3）その他必要な事項	17
2 造林に関する事項	17
（1）人工造林に関する基本的事項	17
（2）天然更新に関する基本的事項	18
（3）その他必要な事項	19
3 間伐及び保育に関する事項	20
（1）間伐の標準的な方法	20
（2）保育の標準的な方法	21
（3）その他必要な事項	21
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	22
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	22
（2）その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	24
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	24
（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	24
（4）その他必要な事項	24
6 森林施業の合理化に関する事項	25
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	25
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	25
（3）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	25
（4）その他必要な事項	25

第4	森林の保全に関する事項	26
1	森林の土地の保全に関する事項	26
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	26
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	29
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	29
	(4) その他必要な事項	29
2	保安施設に関する事項	29
	(1) 保安林の整備に関する方針	29
	(2) 保安施設地区に関する方針	29
	(3) 治山事業に関する方針	29
	(4) その他必要な事項	29
3	森林の保護等に関する事項	30
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	30
	(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	30
	(3) 林野火災の予防の方針	30
	(4) その他必要な事項	30
第5	計画量等	31
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	31
2	間伐面積	31
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	31
4	林道等の開設及び拡張に関する計画	32
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	36
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	36
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	36
	(3) 実施すべき治山事業の数量	37
第6	その他必要な事項	38
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	38
2	その他必要な事項	44
別表1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	45
別表2	保安林の指定施業要件	55
別表3	保安林の種類別の伐採の方法	57
別表4	自然公園区域内における森林の施業	58
別表5	砂防指定地等の森林の施業	59

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び面積

当計画区は、静岡県<sup>1</sup>の東部に位置し、富士川<sup>2</sup>広域流域に属している。世界文化遺産に登録された富士山の南面に広がる森林を含み、優れた自然景観をもつ世界的観光地として、森林や自然にふれあえる保健休養の場を提供している。東は神奈川県<sup>3</sup>の神奈川森林計画区、西は静岡森林計画区及び、山梨県<sup>4</sup>の富士川中流森林計画区、南は伊豆森林計画区及び駿河湾、北は山梨県の山梨東部森林計画区にそれぞれ接し、沼津市、裾野市、御殿場市、富士市、富士宮市、三島市の6市と、小山町、長泉町、清水町の3町を包括している。

当計画区の総面積は139千haで県土の35%を占めている。また、森林面積は80千haで、うち国有林は19%（15千ha）を占めている。

### (2) 自然的背景

#### ア 地勢

##### (ア) 山系

当計画区は、富士火山帯に属する富士山、愛鷹山<sup>あしたか</sup>、金時山<sup>きんとき</sup>等の火山団地及び南西部の丘陵等から成り、富士山地域、愛鷹山地域、明神峠・大洞山地域、金時山地域に大別され、これらの独立した火山地帯に国有林の大部分は属している。

富士山地域は、富士山（3,776m）南面一帯の地域である。

我が国の最高峰として、静岡、山梨県境に空高くそびえている富士山（3,776m）は、富士火山帯の主峰で典型的な成層火山、独立峰である。富士山体の南東部には、宝永大噴火で誕生した宝永山<sup>ほうえい</sup>（2,693m）があり、富士山頂から西方向に崩れ落ちている大沢崩れ等が有名である。

愛鷹山地域は、北から南東方向に越前岳<sup>えちぜんだけ</sup>（1,505m）、呼子岳<sup>よびこだけ</sup>（1,313m）、位牌岳<sup>いはいたけ</sup>（1,458m）、袴腰岳<sup>はかまこしたけ</sup>（1,248m）、愛鷹山（1,188m）等の諸峰（火山）が連なっている。

これら諸峰の集合体の総称として愛鷹山と呼ばれ、形成は富士山より古く、侵食作用によって既に原形は失われつつあるが、円錐形火山特有の輪郭を保っている。

明神峠・大洞山地域は、神奈川県にある西丹沢山塊<sup>にしたんざわ</sup>に接し、東から西にかけて不老山<sup>ふろうさん</sup>（930m）、世附峠<sup>よづく</sup>、明神峠、三国山（1,291m）を連ねる稜線が、静岡、神奈川県境となっており、また、西方向には大洞山（1,338m）があり、静岡、山梨県境となっている。

金時山地域は、箱根火山の外輪山の西面に位置し、北から南西方向にかけて金時山（1,213m）、乙女峠、丸岳（1,093m）の東部、長尾峠等を結ぶ稜線が、静岡、神奈川県境となっている。

これらの山系は、地域のシンボルとして重要な景観を形成しているほか、百名山に数えられる名高い山が多い。奥地は自然度の高い天然生林が広域に生育していることから、自然環境の維持・保全が求められており、都市近郊に位置する森林については、森林とふれあう場の提供が期待されている。

## (イ) 水系

当計画区の水系は、高橋川、赤淵川、滝川など愛鷹山麓や富士山麓から流下する支川と、富士山大沢崩れから流下する潤井川が合流して駿河湾に注いでいる。

また、河川としては短い距離であるが、柿田川を始めとする富士山の湧水群は全国的にも有名である。

明神峠・大洞山地域に位置し富士山の東面や北西部の県境を源とする鮎沢川は、当計画区内を東流し、神奈川県に入り酒匂川に合流して相模湾に注いでいる。

金時山地域に位置し富士山の南東面、箱根山の西面、愛鷹山南東面を源とする各河川は、黄瀬川に合流し、伊豆半島を源とする狩野川に合流した後、駿河湾に注いでいる。

これら水系の下流域は、各都市部の生活用水を始め、工業・農業用水の水源地として重要な役割を果たしている。

## イ 地質及び土壌

### (ア) 地質

富士山は、古富士火山を基盤として洪積世に入ってから新たに形成された円錐形成層火山であり、富士山の噴出物は溶岩が最も多く、溶岩質は玄武岩で流動性に富むため、遠くまで溶岩流を流下している。

愛鷹山は、複輝石玄武岩、普通輝石安山岩の溶岩と砕屑物で構成されている。火山活動が早くに止まったため、侵食作用が進み放射状の溪谷に刻まれている。

箱根山は大火山であるが、当計画区はその西方の外輪山のみであり、その大部分は古期外輪山溶岩、輝石安山岩の溶岩流と多量の火山砕屑物で構成されている。

箱根山が形成された時期より遅い時期にその北部斜面で噴火した金時山は、安山岩の砕屑物と多少の溶岩流からなる険しい成層火山である。

### (イ) 土壌

当計画区の土壌は、火山の影響を強く受けており、地形的条件が異ならない限り母材料が近似するため、ほぼ似たような性質を持つものと考えられる。

また、太平洋沿岸に接する高標高地帯に位置するため、風衝地が多く山頂付近はこのような環境を反映したと思われる土壌が多く見られる。

富士山地域は、山麓の緩傾斜地には安定した黒色土又は黒色土と褐色森林土との中間的な深い土壌が見られる。一方、富士火山の噴火が新しいため土壌の生成が不完全なところも多い。

火山灰を母材とした壤土、砂壤土が多く、傾斜が緩やかなことと母材料の関係で理学性は不良である。また、富士山特有の丸尾と呼ばれる溶岩地帯が多く、表土が極めて浅く、全くない箇所も見られる。

一般に土壌が未熟であることと低温のため腐植の分解が悪いことなどによって化学性も不良である。また、宝永山の噴出物が大量に降下した東面の仁杉、木の根坂、北山の国有林は、火山砂と称される砂礫に覆われ完全な土壌となっていない。

愛鷹山地域の土壌は、安山岩、火砕流等を母材とし、壤土が多く概ね中庸な深さを有している。愛鷹山も富士山同様独立峰で太平洋に面しており、気象の影響が強く、南及び南西方向からの常風を受けるため、やや乾性である。

褐色森林土が広く分布しているが、その多くが火山灰を母材とするため、土壌の粒径が一様で空隙が少なく理学性は不良であり、やや乾性のため、腐植の生成が不十分で化

学性もあまり良くない。しかし、東面の地域は、常風の影響も少なく、地形的条件にも恵まれており、理学性、化学性とも比較的良好である。

明神峠・大洞山地域の土壌は、宝永山の噴出物である火山砂、火山礫が混交した土壌で、腐植の混入は少ないが地形が急峻なため葡行土、崩積土が多く、理学性は比較的良好である。適潤性褐色森林土、適潤性黒色土が広く分布し、尾根筋に乾性褐色森林土や乾性黒色土が現れる。

金時山地域の土壌は、愛鷹山と母材料、地形等がよく似ているので、土壌も類似点が多い。南西風の影響を受けて土壌は乾燥し、特に尾根筋は顕著である。適潤性褐色森林土、適潤性黒色土が多いが、尾根筋では乾性褐色森林土や乾性黒色土が分布している

## ウ 気候

当計画区の気候は、年平均気温は15℃、年間降水量は1,900～2,800mm程度であり、比較的温暖で降水量が豊かなため森林の生育に適した条件となっているが、富士山の影響による気象の変化が著しく、富士山から大洞山、三国峠付近までの高標高域では冬季に積雪がある。

## エ 森林の概況

当計画区の富士山地域は、ウラジロモミ、ブナ、ミズナラなどを主とする山地帯からコメツガやシラビソ、カラマツ、ダケカンバなどの亜高山帯森林への垂直分布が多く見られ、ウラジロモミ、ヒノキを中心とした高齢級の人工林が広がっており、標高1,800m付近まで造成されている。

愛鷹山地域、大洞山・明神峠地域、金時山地域ではヒノキの人工林が多くを占め、稜線沿いや急傾斜地には天然林が広がる。富士山地域とともに都市近郊という地理的条件から、多くの人々に四季折々の景観を見せるなど、生活環境の保全及び景観形成上重要な位置を占めている。

人工林及び天然林の概況は以下のとおりである。

### (ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は約9千haで、森林面積の60%を占め、樹種別にはスギ4%、ヒノキ59%、カラマツ6%、ウラジロモミ18%、その他13%となっている。

齢級別にみるとⅠ～Ⅳ齢級(1～20年生)が全体の7%、Ⅴ～Ⅷ齢級(21～40年生)が15%、Ⅸ齢級以上(41年生～)が78%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

標高1,300m以下にヒノキ、1,300mから1,800m付近までウラジロモミやカラマツを植栽しているが、カラマツ林や一部のウラジロモミ林には広葉樹の進入もみられる。

富士山地域では、富士ヒノキのブランド材として、安定した供給が期待されるが、ニホンジカ、ツキノワグマによる剥皮被害が顕著に見られ、特にニホンジカの被害は全域で見られることから、民国連携を主体とした頭数管理捕獲事業の展開を行っているところである。

### (イ) 天然林

当計画区の国有林における天然林の面積は約6千haで、森林面積の40%を占めている。

天然林の分布をみると、富士山地域は、標高1,800m以上に生育しているカラマツやモミ類の割合が多く、広葉樹はブナ、カンバ類、カエデ類が見られる。富士山地域以外の地域は、おおよそ900m以上に分布しており、ウラジロモミやコメツガ、モミ類の針葉樹とミズナラ、ブナ等からなる針広混交林が見られる。

これら、ブナを主とした林分と、コメツガ、トウヒ、シラベを主とした亜高山帯の針葉樹林は、良好な状態を維持しており、美しい自然景観を形成している林分が多い。

### (3) 社会経済的背景

#### ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は939千人で、静岡県人口の25%を占め、人口密度は676人/km<sup>2</sup>で全県の492人/km<sup>2</sup>を上回っている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が3%、第2次産業が36%、第3次産業が61%で、県平均と比べ第1次の割合は低く、第2次産業及び第3次産業の割合が高くなっている。

#### イ 土地の利用状況

当計画区内の土地面積139千haのうち、森林は80千haで58%を占めており、森林率は県平均の65%に比べ低くなっている。そのうち国有林は15千haで、森林面積の21%を占めている。また、農地は土地面積の12%を占め、宅地は10%、その他で21%を占めている。

富士山、愛鷹山、箱根山の山麓は人工林を主体とした森林のほか、農地が広がっており、南部や駿東の平坦地は、宅地や工業地帯として利用されている。

#### ウ 交通網

当計画区南側に、首都圏とつながる東海道新幹線、第一東名や第二東名高速道路が東西に横断し、各種流通産業に大きな役割を担っている。それらと平行するようにJR東海道本線と国道1号線が走り、それにつながる国道、県道等が南北に交通網を形成している。

海路は田子の浦港や沼津港が整備され、工業港として、また地域物流の拠点や観光の玄関口として、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。

#### エ 地域産業の概況

当計画区を代表する富士山麓では、ヒノキの生産を主体とした林業や、林業用苗木の生産が盛んであり、平坦地では露地野菜や施設園芸、傾斜地では果樹園や茶畑、富士西麓地帯では酪農、養豚、養鶏など、多様な農業経営が行われている。また、駿河湾の豊かな資源を活用した漁業や水産加工などの第1次産業が多岐にわたって行われている。

第2次産業では、国内有数の生産地となっている紙・パルプ産業やエレクトロニクス、バイオテクノロジーを始めとする先端技術産業が盛んである。

第3次産業は富士箱根伊豆国立公園に指定されている富士山麓や箱根西山麓など、豊かな自然を利用したレクリエーション施設が数多くあり、県内外からの利用者が多い。

#### オ 林業・林産業の概要

当計画区は、静岡県でも天竜流域と並んで有数な林業地である。特にヒノキは、「富士ヒノキ」として産地銘柄化に取り組んでおり、その割合は国有林・民有林を合わせた森林面積のうち、約5割を占めている。

素材生産は、国有林・民有林共に低コスト化に努め、間伐材の搬出の取組などにより増加をしている。特に富士山麓地域は地域材の主要供給地となっており、静岡県全体の25%を占めている。

スギ・ヒノキを主体とする林業用苗木の生産量は59万本で静岡県全体の79%を占め、造林用苗木の一大生産地としての役割を果たしている。

特用林産物は生・干ししいたけ、たけのこ、まいたけ等多様な品目の生産が行われている。

計画区内には6つの森林組合があり、造林・保育・生産・販売・加工等の事業を通して地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年分（平成23年度～平成27年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成27年度は、実行予定を計上した。）

### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

間伐は、地球温暖化防止対策等に寄与すべく実施したが、生育状況を考慮し、実行を一部見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回った。

主伐は、分収林を中心に計画し、ほぼ計画どおり実行したが、計画で見込んだ量よりも実際の伐採材積が多かったため、計画を上回った。

単位 材積：m<sup>3</sup> 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)	35,833	101,331 (1,525)	39,565	75,855 (1,285)

(注) 前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

### (2) 人工造林及び天然更新別面積

皆伐箇所の新植による確実な更新を図るため、人工造林により更新を計画したが、主伐終了後の更新の一部を今期計画期間で行うこととしたため、人工造林の実行面積は計画より下回った。

単位 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	110	—	60	—

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線について計画したが、既設林道を有効活用することで、開設を見合わせた路線があり、計画を下回った。

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかった震災による被災箇所及び台風などの集中豪雨による被災箇所、老朽化が著しい緊急性の高い路線について優先して実施し、計画を少し下回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
林道	19,645	17	—	11
うち林業専用道	19,645	—	6,342	—

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

災害箇所の復旧を目的とした溪間工、山腹工を計画したが、森林の生育状況等を考慮し、一部の森林で実行を見合わせたことや、保安施設については、震災被害による保全対象を考慮し、緊急性の高い地区を優先して実施し、計画を少し下回った。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	20	—	14	—

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、水源の涵養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林のもつ多面的機能の発揮に対する期待が高まっている。

このような国民の期待に応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、森林生態系の生産力の範囲内で、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。これらのことを踏まえ、次に示す基本的な考えに沿って、民有林と一層の連携強化を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

#### (1) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮

明神峠・大洞山地域のある小山町は、静岡県内でも多雨地域にあたり、急傾斜地が多く崩壊しやすい地形を呈している。富士山地域の東部においても、局所的に山腹崩壊や雪崩が発生し、集中豪雨等により土砂の崩壊、流出等が発生している。富士山の大沢崩れや東部の火山噴出物（スコリア）堆積地などの侵食や崩壊地が多い地域であり、下流域を土石流災害から守るため、継続的に治山事業を実施している。

また、当計画区東部の黄瀬川は市街地の水源として、富士山西麓の白糸の滝、南西の浅間神社の湧玉池、南東の三島湧水、柿田川などは日本を代表する湧水として知られ、飲料水、工業用水等に利用され重要な役割を果たしている。

これらの地区は水源地として重要な役割を果たしているほか、急峻な地形であるため、水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されている。このことを踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の向上を図る観点から、保安林の適切な管理、保安施設を適切に配置するなどの山地災害等の防止対策を行うこととする。また、人工林における下層植生の生育を促進し、土壌の団粒構造や侵食の防止効果を向上させるための抜き伐り（本数調整伐等）を行い、土砂流出の抑制を図るとともに水源涵養機能等の向上を図る。

#### (2) 生活環境の保全

土砂流出などの山地災害の防止対策等を適切に実施するとともに、特に、東部の黄瀬川は市街地の水源として、富士山西麓の白糸の滝、南西の浅間神社の湧玉池、南東の三島湧水、柿田川などは日本を代表する湧水として知られており、飲料水、工業用水等に利用され重要な役割を果たしていることから、これらの源流・湧水の枯渇を防ぐ役割を森林が担うことを踏まえ、森林の保全・管理に努めて地域住民の生活環境の保全を図る。また、地域住民の生活圏に近い人工林においては、枝葉を増やし根系が深くかつ広く発達した健全な林木を育成するための間伐等を行い、快適な生活環境の維持・保全に努める。

#### (3) 生物多様性の保全

当計画区の国有林には、国立公園、県立自然公園及び県自然環境保全地域が指定されており、また、富士山及び丹沢緑の回廊、林木遺伝資源保存林（3箇所）や植物群落保護林（7箇所）が設定されているなど、良好な自然環境を有し、美しい自然景観を有するとともに野生鳥獣の重要な生息地となっている。このため、森林生態系の維持・保全を基本とし、溪畔林の再生を図りつつ、野生生物の保護及び生育・生息環境の維持・向上に努める。

人工林については、ニホンジカ等による植栽木の食害やニホンジカ、ツキノワグマによる剥皮被害が発生しており、特にニホンジカによる食害については関係機関と連携を図りながら獣害防止対策を講じる。また、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類

等の生息環境を創出し、さらにこれらを捕食する希少猛禽類等の採餌場としての機能も期待するなど、各施業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

#### (4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

富士山の中腹に位置する富士山自然休養林は、富士山を訪れる人々の重要な拠点となっている。風景が美しく、保健休養に適した森林であり、自然探勝、登山、ハイキング、キャンプなど多様な森林レクリエーションを楽しめることから、富士山スカイライン沿線と併せて景観の維持・向上に向けた森林施業を行うとともに、自然探索や森林浴など精神的な豊かさを養う場、登山やハイキングなど健康的な活動の場、四季折々の多様な森林景観を提供する場、野外教育や環境教育の場、ボランティアなどが森林づくりに参加する場及び都市・山村の交流の場として、森林の総合利用を進める。

#### (5) 林産物の有効活用

当計画区の富士山地域では、「富士ヒノキ」の生産地として古くから良質なヒノキの育成を図ってきたところであり、ヒノキを主体とした人工林地帯となっている。

これら人工林では、森林資源の質的向上と水土保持機能を高めるため、若齢林を中心に間伐等の抜き伐りを適切に実施する。また、利用期に達した人工林については、地球温暖化防止に貢献するため、森林による二酸化炭素吸収量を確保する観点から、主伐と再生林による森林資源の若返りを積極的に図る。

なお、ニホンジカ、ツキノワグマによる樹皮剥ぎ等、野生動物による被害及び立地条件の影響により、良質な木材の継続的な生産が困難な人工林にあつては、林内の光環境を改善するため抜き伐り等により、針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

このような計画的な主伐や間伐等の森林施業により発生する木材については、資源の有効活用を図る観点から、木材の需要動向等を踏まえ、利用可能なものについて積極的に搬出し、原木の安定供給に努めるとともに、民有林と連携した森林整備を図り、地域における林業の成長産業化の推進に寄与する。

#### (6) 地球温暖化対策等

森林は二酸化炭素の吸収源や炭素の貯蔵庫として重要な役割を果たしており、これまで、間伐等を着実に実施することで二酸化炭素の吸収量確保に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、我が国の人工林資源の齢級構成は50年生付近をピークとして年々高齢化してきており、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図るとともに、将来の二酸化炭素吸収量を確保することが求められている。

このため、着実な間伐の実施に加え、主伐と再生林による森林資源の若返りを図る取組を積極的に進めていくこととする。

また、花粉症発生源対策として無花粉スギの導入を図る。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	対 象 森 林	備 考
総 数	14,852.79	
市 町 村 別 内 訳	沼 津 市	1,358.81
	富 士 宮 市	6,567.40
	富 士 市	1,870.16
	御 殿 場 市	1,293.12
	裾 野 市	1,029.90
	長 泉 町	338.87
	小 山 町	2,394.53

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。  
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び静岡森林管理署とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

#### ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

大気浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

#### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、さらには放射性物質の影響等も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に勘案のうえ、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

### ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

#### エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

#### オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	7,927.01	7,898.73
	育成複層林	757.13	758.07
	天然生林	5,415.92	5,403.83
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		174	191

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>\*1</sup>により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という。）。

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐<sup>\*2</sup>等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層<sup>\*3</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という。）。

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という。）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

\*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

\*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

\*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

2 現況については、平成27年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

###### ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。（法令等による制限がある場合はその範囲内）
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮に必要な森林整備との調和に配慮しつつ、必要に応じて伐期の長期化を図るとともに、生物多様性を向上させる観点から、林齢構成の多様化を図ることも考慮し、適切な林齢で伐採することとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等により育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

###### イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

###### a 択伐

- ・ 樹種構成、自然的条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人

工林にあっては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内) とする。

- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

#### b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあっては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあっては、おおむね10ha以下とする。また、伐採率は50%以内とする。
- ・ 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然更新を図るための、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

#### c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

#### ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記を考慮の上実施することとする。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	カラマツ	マ ツ 類	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
静 岡	4 5	5 0	5 0	3 5	5 0	5 0

(注) 広葉樹（その他）は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキのほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。加えて、苗木の選定については、花粉症発生源対策として無花粉スギの導入を積極的に図ることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

c 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	ヒノキ
3,000	3,000

- (注) 1 育成複層林へ導くための施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。
- 2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法  
 2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法  
 3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

- (3) その他必要な事項  
 特になし。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	間 伐 時 期 (年)					間伐の方法
	初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	25～30	35～40	(45～50)	(55～60)	(65～70)	○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木あるいは列状により行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
ヒノキ	30～35	40～45	(50～55)	(60～65)	(70～75)	
マツ	30～35	40～45	(50～55)	(60～65)		
カラマツ	25～30	35～40	(45～50)	(55～60)		

(注) ( ) は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒノキ	△	○	○	○	○	○									
つる切	スギ							←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ							←	△	→		←	△	→		
除伐	スギ								←	○	→		←	○	→	
	ヒノキ								←	○	→			←	○	→

(注) 1 △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

- (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
- (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。
- (3) 2回目の除伐時期において、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。また、2回目の除伐実施後、1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。

3 天然木の保育については、目的樹種の特徴、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐等及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

###### ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

##### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

##### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

##### (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

##### イ 公益的機能別施業森林区域における森林施業の方法

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を図る。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林化により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林の利用形態や地形・地質、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	81	215
うち林業専用道	6	6

(注) 現状については、平成27年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法  
該当なし。

(4) その他必要な事項

特になし。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様なニーズに対応した木材の安定供給体制の整備を図ることが重要である。このため、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林整備を計画的に実施することによって得られた木材については、市場機能の活用に加え、システム販売による製材工場等への直送を推進し、原木の安定供給に貢献する。

### (4) その他必要な事項

特になし。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市町村	地 区			(該当する保安林種等)	
沼津市	401～412、(413～414) 415～431、(432)、 433～434、(447)、 448、(449)、450		水源の涵養	水源	1,285.24
	[西浦]				
	計	1,285.24			
富士宮市	1、2、4～8、10～15、 17～21、(22)、24～27、 (28)、29～30、32～33、 35～36、37、38、(39)、 41、(42)、43、45、46、 (47)、(48)、49～58、 (59)、60～68、(69)、 70～73、(74)、(75)、 76～78、(79)、80、 (81)、(82)、83、(84)、 85～89、(90)、 91～99、(100)、 101～114、(115)、 116、(117)、(122)、 123～126、(127)、 128～134、(135)、 136～150、 152～155、(156)、 (157)、159、160、 (161)、(162)、 164、(165)、(166)、 167、168、 (169～172)、(210)、 246～266、(267)、 284～291、(292)、 293～296、(297)、 298～300		水源の涵養、 土砂流出の防備	水源 土流 砂防	6,400.75 47.19 15.46
	[白糸]				
	計	6474.33			

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市町村	地 区			(該当する保安林種等)	
富士市	173、(174)、176、 (177)、(178)、179、 180、(181～184)、 185、(186)、(187)、 188～191、 193～199、 (200～202)、203、 205		水源の涵養	水源	1,848.18
	計	1,848.18			
御殿場市	460、461、(462)、 463、466～469、 (472～477)、(484)、 (485)、(501)、 561～582		水源の涵養	水源	1,265.54
	計	1,274.17			
裾野市	(442)、(443)、 444～446、 452、453、456、 457、459、 (464)、(465)、 470、(471)、 478、(479)、 480～482、 (483)		水源の涵養、 土砂流出の防備	水源 土流	752.29 271.18
	計	1,024.45			
長泉町	(435)、436、437、 (438)、439、440、 441、(442)、(443)、 451		水源の涵養	水源	331.93
	計	331.93			

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種等)
市町村	地 区			
小山市	494、495、(496)、497、 (498)、(500)、(505)、 506～515、518～(521)、 522～(526)、527～(529)、 530～551、553～560		水源の涵養	水源 2,224.78
	計	2,224.78		
総 数		14,463.08		

- (注) 1 市町村欄の [ ] は、官行造林地である。
- 2 地区欄の数字は林班で、( ) 書は区域が林班の一部であることを示す。
- 3 面積は、小班単位で集計。
- 4 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。
- ① 水源かん養保安林
  - ② 土砂流出防備保安林
  - ③ 砂防指定地

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行う場合に当たっては、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意する。また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等の設置を講ずるものとする。その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

## 2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定する。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廢地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

### 3 森林の保護等に関する事項

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害木の伐倒駆除等を行い、健全な松林の整備と防除対策の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、民有林関係者との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、民有林と連携した防除対策を講じることとする。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

富士山麓周辺を中心に、ニホンジカによる食害が深刻化しており、その対策として、森林の巡視を強化し被害状況を把握するとともに、捕獲前に餌付けを行い、ニホンジカを誘引して、銃器によって捕獲する誘引狙撃等によるシカ捕獲事業を実施している。その実施に当たっては、静岡県、富士市、富士宮市等関係市町村、研究機関の協力を得ながら個体数調整を進めている。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元自治体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

#### (4) その他必要な事項

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	373	363	10	181	172	9	192	191	1
うち前半5年分	216	211	5	105	100	4	111	111	1

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	2,347
うち前半5年分	1,235

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	373	—
うち前半5年分	164	—

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
開設	総 数			2 8 路線	52,220	1,583	26,333		
	自動車道 林業 専用道		沼津市	愛鷹山	3,300	61	3,300	①	424外
				愛鷹山支線	2,100	53	—	②	429外
				栗ノ木沢分線	1,130	31	—	③	2
			計	3 路線	6,530	145	6,530		
			富士宮市	富士山西麓	5,410	236	—	④	258外
				富士山西麓 (格上)	2,420	100	—	⑤	258外
				広見支線	73	1	73	⑥	255
				桜木西	80	3	80	⑦	259
				上井出第二支線 (格上)	1,000	44	1,000	⑧	22外
				上井出第二支線	560	25	560	⑨	22外
				六 番 (格上)	770	41	770	⑩	111外
				大沢第二	950	36	950	⑪	288外
				大沢第二 (格上)	1,550	59	1,550	⑫	288外
				表富士(二合目)	3,190	183	—	⑬	87外
				西臼塚支線 (格上)	3,800	154	3,800	⑭	162外
				吉原支線	920	41	920	⑮	171外
			計	1 2 路線	20,723	923	20,723		
			富士市	西臼塚 (格上)	2,570	109	2,570	⑯	203外
				二 番 (格上)	2,540	48	2,540	⑰	203外
				大淵支線	650	20	650	⑱	202
	浅木塚支線	580		10	580	⑲	205		
	計	4 路線		6,340	187	6,340			

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年分	対 図 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	御殿場市	深 沢 支 線	2,290	57	2,290	㊸	573外
			計	1 路線	2,290	57	2,290		
			裾野市	浅 木 塚	1,650	16	1,650	㊹	479外
			計	1 路線	1,650	16	1,650		
			小山町	湯船第二支線	1,050	10	1,050	㊺	545外
				北山	377	6	—	㊻	518外
				大洞第二支線	1,080	22	1,080	㊼	505
				大洞第二支線 (格上)	920	17	920	㊽	505
				乙女(乙女)	1,460	31	—	㊾	558外
				湯 船 支 線	4,900	86	—	㊿	547外
				大 洞 支 線	4,900	67	—	㊽	514外
計	7 路線	14,687	239	3,427					
拡張	総 数			3 9 路線	1,280		920		
	自動車道	林 道	沼津市	愛鷹(愛鷹)	45		20		408外
				春 山	10		10		408外
				愛 鷹 支 線	45		45		426外
				愛鷹(池の平)	10		10		432外
				大 沢	15		15		411外
				大 沢 支 線	25		25		412外
				計	7 路線	150		125	
			富士宮市	富士山(北山)	120		90		116外
				富士山(上井出)	80		50		35外
				富士山(大宮)	45		20		106外
				富士山(大宮間伐)	40		20		164外

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道	林 道	富士宮市	表富士(二合目)	40		20		96外
				広 見	15		15		260外
				広 見 東	60		60		267外
				桜 木	20		20		262外
				桜 木 西	20		20		254外
				栗ノ木沢支線	60		60		62外
				深 沢	20		20		248外
			計	1 1 路線	520		395		
			富 士 市	富士山(大淵)	50		25		193外
				丸 尾	20		—		200外
			計	2 路線	70		25		
			御 殿 場 市	乙女(二子山)	35		20		581外
				乙女(深沢)	45		25		568外
				乙女(乙女)	20		20		564外
			計	3 路線	100		65		
			裾 野 市	下 和 田	40		40		452外
				愛鷹(池の平)	20		—		443外
				愛鷹(細野沢)	20		—		443外
				浅 木 塚	30		—		481外
			計	4 路線	110		40		441外
			長 泉 町	モ グ ラ 上	20		20		441外
			計	1 路線	20		20		

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道	林 道	小 山 町	湯船 (湯船)	45		25		541外
				湯船 (唯念寺)	35		35		536外
				乙女 (金時山)	45		20		554外
				乙女 (乙女)	15		—		559外
				大 洞	20		20		511外
				大 野	20		20		528外
				仁 杉	30		30		492外
				湯 船 併 用	30		30		536外
				湯 船 支 線	25		25		546外
				北 山	25		25		520外
			大 洞 支 線	20		20		509外	
	計		1 1 路線	310		250			

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半5年分	
総数（実面積）	14,525.89	14,525.89	
水源涵養のための保安林	14,207.60	14,207.60	
災害防備のための保安林	318.29	318.29	
保健・風致の保存等のための保安林	4,449.43	4,449.43	

(注) 1 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上したため、各保安林面積の合計数値とは一致しない。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は 解除を 必要とす る理由
		市町村	区域（林班）		うち前半 5年分	
指定	総数			98.89	98.89	
	水かん	計		98.89	98.89	水源の 涵養
		小山町	500、501	98.89	98.89	

本表の種類欄に記載した略称の内容

略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 ( 林 班 )	治 行 地 区	う ち 前 半 5 年 分		
小 山 町	524、525、530～539、 546～551	18	18	溪 間 工 山 腹 工	
合 計		18	18		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		14,108.71	別表2、3 のとおり	
	沼津市 [西浦]	401~434 447~450 1~4	1,285.24		保健林 221.63 国立特2 0.78 県自環特 221.63
	富士宮市 [白糸]	1~2、4~8、 10~15、17~22、 24~30、32~33、 35~39、41~43、 45~117、122~150、 152~157、159~162、 164~172、210、 246~267、284~300 1	6,400.75		保健林 2,547.28 砂防指定 0.06 国立特保 73.09 国立特1 559.52 国立特2 718.20 国立特3 1,138.25 鳥獣特保 1,350.81 特史跡 1,459.73
	富士市	173~174、176~191、 193~203、205	1,848.18		保健林 662.11 国立特保 3.01 国立特1 58.57 国立特2 181.53 国立特3 1,138.25 鳥獣特保 357.33 特史跡 357.33
	御殿場市	460~463、466~469、 472~477、484~485、 501、561~582、	1,265.54		保健林 275.74 国立特1 40.32 国立特2 59.93 国立特3 208.02 鳥獣特保 94.83 特史跡 1.94
	裾野市	442~446、452、 456~457、459、 464~465、470~471、 478~483	752.29		保健林 316.02 国立特1 25.71 国立特2 61.84 国立特3 42.44 県自環特 7.22 鳥獣特保 120.78 特史跡 87.55
	長泉町	435~443 451	331.93		保健林 83.98 県自環特 68.77
	小山町	486~498、500、 505~515、518~551、 553~560	2,224.78		保健林 57.05 国立特1 26.79 国立特3 92.11 県自環特 204.91 鳥獣特保 246.38 特史跡 112.69

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土砂流出	総 数		318.29	別表 2、3 のとおり	
	富 士 宮 市	5、12、19、27、 35、46、52、62、 68、74	47.11		保健林 14.31 砂防指定 15.32 国立特保 1.8 国立特 1 4.39 国立特 2 8.12 国立特 3 7.75 鳥獣特保 14.31 特史跡 14.31
	裾 野 市	452～453	271.18		保健林 271.18 国立特 1 26.32 県自環特 244.86 鳥獣特保 192.65
保 健 林	総 数		4,449.43	別表 2、3 のとおり	
	沼 津 市	447～450	221.63		水かん 221.63 県自環特 244.86
	富 士 宮 市	46～57、74～86、 91、96、100、104、 108、111、114、 117、122～150、 152～157、159～162、 164～167、169～172	2,561.72		水かん 2,547.28 土砂流出 14.31 砂防指定 2.63 国立特保 74.89 国立特 1 563.91 国立特 2 721.82 国立特 3 445.47 鳥獣特保 1,360.62 特史跡 1,469.56
	富 士 市	173～174、176～187、 195、201	662.11		水かん 662.11 国立特保 3.01 国立特 1 563.91 国立特 2 295.57 国立特 3 181.53 鳥獣特保 357.33 特史跡 357.33
	御 殿 場 市	460～463、484、 562～567、569～572、 575～576	275.74		水かん 275.74 国立特 1 40.32 国立特 2 49.57 国立特 3 92.89 鳥獣特保 94.83 特史跡 1.94

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
保 健 林	裾 野 市	445、452～453、 459、464～465、 470～471、478、 483	587.20	別表 2、3 のとおり	水かん	316.02
					土砂流出	271.18
					国立特 1	25.71
				国立特 2	88.18	
				国立特 3	42.44	
				県自環特	252.08	
				鳥獣特保	313.43	
				特史跡	87.55	
	長 泉 町	437～441、451	83.98		水かん	83.98
					県自環特	68.77
	小 山 町	556～558	57.05		水かん	57.05
					国立特保	26.79
					国立特 1	30.26
砂防指定	総 数		15.46	別表 5 のと とおり		
	富 士 宮 市	5、12、19、27、 35、46、52、62、 68、74	15.46		水かん	0.06
				土砂流出	15.32	
				保健林	2.63	
				国立特 1	0.24	
				国立特 2	2.39	
				国立特 3	2.68	
				鳥獣特保	2.63	
				特史跡	2.63	
国立特保	総 数		132.87	別表 4 のと とおり		
	富 士 宮 市	74、122、172	101.26		水かん	73.09
					土砂流出	1.80
					保健林	74.89
				鳥獣特保	101.26	
				特史跡	101.26	
	富 士 市	201	3.01		水かん	3.01
					保健林	3.01
					鳥獣特保	3.01
					特史跡	3.01
	小 山 町	500、556、557	28.60		水かん	26.79
					保健林	26.79
					鳥獣特保	1.71
					特史跡	1.71

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考	
	市 町 村	区 域 (林 班)			(重 複 制 限 林)	
国立特1	富 士 宮 市	74、122、172	563.91	別表4のと おり	水かん	559.52
					土砂流出	4.39
					保健林	563.91
					砂防指定	0.24
					鳥獣特保 特史跡	563.91 563.91
	富 士 市	201	58.75		水かん	58.75
					保健林	58.75
					鳥獣特保	58.75
					特史跡	58.75
	御 殿 場 市	484、562～567 569	40.38		水かん	40.32
					保健林	40.32
					鳥獣特保	1.94
					特史跡	1.94
	裾 野 市	483	26.28		水かん	25.71
					保健林	25.71
					鳥獣特保	26.28
					特史跡	26.28
	小 山 町	500、556～558	136.97		水かん	92.11
					保健林	30.26
					鳥獣特保	106.70
					特史跡	106.70
国立特2	総 数		1,182.47	別表4のと おり		
	沼 津 市 〔西 浦〕	1	0.78		水かん	0.78
	富 士 宮 市	46～57、75～86、 123～130、134～135	735.70		水かん	718.20
					土砂流出	8.12
					保健林	721.82
					砂防指定	2.39
				鳥獣特保	735.70	
				特史跡	735.70	
	富 士 市	173～174、176、 201	295.57		水かん	295.57
					保健林	295.57
					鳥獣特保	295.57
					特史跡	295.57
	御 殿 場 市	571～572 575～577	62.26		水かん	59.93
					保健林	49.57
	裾 野 市	453、483	88.16		水かん	61.84
					土砂流出	26.32
					保健林	88.16
					鳥獣特保	88.16
					特史跡	61.84

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国立特3	総 数		1,678.95	別表4のと おり	
	富 士 宮 市	1~2、4~8、10~12、 58~67、87~96、 100、104、108、 111、114、117、 131~133 136~145 156~157 161~162 165~166 169~170	1,154.93		水かん 1,138.25 土砂流出 7.75 保健林 445.47 砂防指定 2.68 特史跡 110.33
	[白 糸]	1			
	富 士 市	177~187	181.53		水かん 181.53 保健林 181.53
	御 殿 場 市	484、563~566、 575~576	217.08		水かん 208.02 保健林 92.89 鳥獣特保 101.52
	裾 野 市	459、483	42.85		水かん 42.44 保健林 42.44 鳥獣特保 33.64
	小 山 町	494~495、500	82.56	水かん 68.74 鳥獣特保 55.27 特史跡 72.40	
県自環特	総 数		747.70	別表5のと おり	
	沼 津 市	447~450	221.63		水かん 221.63 保健林 221.63
	裾 野 市	452~453	252.08		水かん 7.22 土砂流出 244.86 保健林 252.08 鳥獣特保 166.33
	長 泉 町	451	68.77		水かん 68.77 保健林 68.77
	小 山 町	515、521~522、 530~535	205.22		水かん 204.91

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
鳥獣特保	総 数		2,510.16	別表5のと おり	
	富 士 宮 市	46～57、74～86、 122～130 134～135、172	1,400.87		水かん 1,350.81 土砂流出 14.31 保健林 1,360.62 砂防指定 2.63 国立特保 101.26 国立特1 563.91 国立特2 735.70 特史跡 1,400.87
	富 士 市	173～174、176、201	375.33		水かん 357.33 保健林 357.33 国立特保 3.01 国立特1 58.75 国立特2 295.57 特史跡 357.33
	御 殿 場 市	484	103.46		水かん 94.83 保健林 94.83 国立特1 1.94 国立特3 101.52 特史跡 1.94
	裾 野 市	453、483	314.41		水かん 120.78 土砂流出 192.65 保健林 313.43 国立特1 26.28 国立特2 88.16 国立特3 33.64 県自環特 166.33 特史跡 88.12
	小 山 町	500	334.09		水かん 246.38 国立特保 1.71 国立特1 106.70 国立特3 55.27 特史跡 161.54
	特 史 跡	総 数			2,164.97
富 士 宮 市	46～57、74～86、 91、96、100、 104、108、111 114、117、122～130、 134～135、172	1,511.20	水かん 1,459.73 土砂流出 14.31 保健林 1,469.56 砂防指定 2.63 国立特保 101.26 国立特1 563.91 国立特2 735.70 国立特3 110.33 鳥獣特保 1,400.87		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
特史跡	富士市	173~174、176 201	357.33	別表5の とおり	保健林	357.33
					国立特保	3.01
					国立特1	58.75
					国立特2	295.57
	御殿場市	484	1.94		鳥獣特保	357.33
				水かん	1.94	
				保健林	1.94	
				国立特1	1.94	
				鳥獣特保	1.94	
	裾野市	483	88.12		水かん	87.55
					保健林	87.55
					国立特1	26.28
					国立特2	61.84
					鳥獣特保	88.12
	小山町	494~495、500	206.28		水かん	155.45
					国立特保	1.71
					国立特1	106.70
					国立特3	72.40
					鳥獣特保	161.54

(注) 市町村欄の [ ] は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略称	正式名称	略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林	土砂流出	土砂流出防備保安林
保健林	保健保安林	砂防指定	砂防指定地
国立特保	国立公園特別保護地区	国立特1	国立公園第1種特別地域
国立特2	国立公園第2種特別地域	国立特3	国立公園第3種特別地域
県自環特	県自然環境保全地域特別地区	特史跡	特別史跡名勝天然記念物
鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区		

- 2 その他必要な事項  
特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総数		14,710.93	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼津市	計	1,272.19	
	401～412全、 413 い1～に、 414 い1～わ、 415～431全、 432 い～る、 433～434全、 447～450全		
富士宮市	計	6,528.71	
	1 全、 2 全、 4～8全、 10～15全、 17～30全、 32～33全、 35～39全、 41～43全、 45～73全、 74 い～る、ハ～ニ、 75～116全、 117 い1～る、 122 い～ち、ロ～ニ、 123～126全、 127 い～は4、 128～134全、 135 い～は、 136～150全、 152～155全、 156 い～ら2、 157 い～た、 159～160全、 161 い～イ、 162 い～れ、 164 全、 165 い～イ2、 166 い～か、 167～168全、 169 い1～ふ、ロ～チ2、 170 い～ま、ロ～ハ、い～イ、ハ、ホ 172 い～り 210 い1～ろ2、ロ～ホ、 246～266全 267 い1～ぬ 284 全、 300 全		

富士市	計	1,870.16	施業方法については、 II-第3-4-(1)-イのとおり
	173 全、 174 い、 176 全、 177 い～へ、 178 い～と、 179～180全、 181 い～く、 182 い1～ろ、 183 い～ほ、 184 い～ち、 185 全、 186 い～わ、 187 い～ぬ、 188～191全、 193～200全、 201 い～る、 202～203全、 205 全		
御殿場市	計	1,293.12	
	460～463全、 466～469全、 472 い～ね、 473 い～る、 474 い～よ、 475 い～ら、 476～477全、 484 い～く、 485 い～る、 501 い～と、 561～582全		
裾野市	計	1,029.9	
	442 い1～い2、 442 は、 443 い、 444～446全、 452～453全、 456～457全 459 全、 464 い～は、 465 い～ち、 465 ロ、 470 全、 471 い～ほ、ニ～ホ、 478 全、 479 い～は、 480～482全、 483 い～う		

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 小 班 )	面 積	施業方法
長 泉 町	計	338.87	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	435 い～ね、 436～437全、 438 い～り、 439～441全、 442 ろ1～ろ4、 443 ろ～わ、 451 全		
小 山 町	計	2,377.98	
	486～488全、 489 い～へ、 490～492全、 493 い～ロ、 494～495全、 496 い～は、 497 全、 498 い～ほ、 500 い～や、 501 ち～り、 505 い～イ、 506～515全、 518～525全、 526 い1～と、 527～528全、 529 い～ほ2、 530～560全		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 小 班 )	面 積	施業方法
総 数		4,385.73	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼津市	計	221.63	
	447～450全		
富士宮市	計	1,923.08	
	4 い3、 5 い1～～1、 10 は1、 11 い～ろ、 12 い～は、 12 ほ、 17 は1、 18 ろ、は3、 19 に～ほ2、 22 ち、 24 い1、 25 い1、 25 ほ、 27 ろ～は、 32 い1、ほ、 33 い1、 35 ろ～は、 39 い1、 39 ろ2、 39 ろ4～は、 43 ろ1、 46～57全、 58 い～ろ1、 59 全、 60 い1、60ろ、 61 ろ、 62 全、 63 い～ろ、 64 い2～ろ 65 い～は1、 66 い、 68 い、 68 ち1～ち2、 74 い～る、 74 ハ～ニ、 75～87全、 88 い、 89 い、 89 は～に、 90 全、		

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
富士宮市	91 い～り、 92 い～は、 93 い、は1、に～ほ、 94 い～ろ、に、 95 い、は、 96 全、 97 ち、 98 ろ3、 98 へ、 100 全、 101 い3、へ1、り1、 102 い、ほ、 104 い～ろ1、 105 ぬ、わ1、 106 い1、 108 い～ろ、に1、 109 は、ほ、ち、 111 い～は、ぬ1、そ、 112 ろ1、は、 114 い～ろ、へ1、わ1、れ1、 115 い1、 117 い1～い3、へ1、と1、 122 い～ち、ロ～ニ、 123 い～は、 124 い～ろ、 125 全、 126 い～ほ、 127 い～は4、 128 い～は、 129～130全、 134 い～は、 135 い～は、 152 ほ1、へ6、 159 い3、 164 と1、 168 全、 169 い2、い5、は、ち、か、そ、む、ま 172 い～り、 248 い13、に1 251 い5、 254 い3、ろ1、 257 い3、は1、に1、ほ 261 ち、 262 ろ1、 265 ろ8～は、へ、 266 い1、ろ1		施業方法 について は、Ⅱ-第 3-4-(1) -イのとおり

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 小 班 )	面 積	施業方法
富士市	計	658.36	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	173 全、 174 い、 176 全、 182 い2、 184 ち、 185 ち~か、 186 へ~ぬ、 187 い~ち、 189 全、 193 り、 201 い~る、 203 ろ~ほ、 ち~よ		
御殿場市	計	194.79	
	484 い~く、 501 へ~と、 562 ほ、 563 ほ、 564 ほ、 565 ほ 566 ち、 567 に、 569 に		
裾野市	計	536.06	
	452 い~は、り、る~わ、 452 う、 453 全、 459 い~ろ、に、 464 い~は、 470 ろ~は、 478 い~ろ、 483 い~う		
長泉町	計	68.77	
	451 全		
小山町	計	783.04	
	494全 495全 500い~や 501ち~り 515全 520に2~ほ		

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 小 班 )	面 積	施業方法
小山町	520 と、 521 全、 522 い、 524 に3、 525 は2～ち、 526 ほ～へ、 527 ろ～へ、 528 は、 529 ほ1～ほ2、 530 は2、は5～ほ2、 531 は1～に、 532 い、 533 と～ち2、 534 い～は、 535 い～ろ、 535 ほ、 540 い～は、 556 は～に、 557 ろ、に 558 い		施業方法 については、Ⅱ-第 3 - 4 - (1)-イの とおり

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
総計		7,007.11	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼津市	計	221.63	
	447～450全		
富士宮市	計	3,607.07	
	1 全、 2 全、 4 い1～い2、ろ～は2、 5 い2～は、へ2～と、 6～8全、 10 い～ろ、は2～ほ2、 11 い、は、 12 い、ろ、に、 13～15全、 20～22全、 46～61全、 62 は～と、 63～67全、 74 い～ろ、 74 ハ～ニ、 75～96全、 100 全、 104 い、ろ2～ほ2、 108 い～は、に2～へ、 111 い～り、ぬ2～れ、つ、 114 い～ほ、へ2～る、わ2～た、れ2、 117 い1～ほ、へ2、と2～る、 122 い～ち、ロ～ニ、 123～126全、 127 い～は4、 128～134全、 135 い～は、 136～150全、 152 い～に、ほ2～へ5、 153～155全、 156 い～ら2、 157 い～た、 159 い1～い2、 159 ろ～ロ、 160全、 161 い～イ、 162 い～れ、 164 い1～ろ2、 164 ろ4～ろ9、は1～へ、と2～ち、 165 い～イ2、 166 い～か、 167 全、 168 全		

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法
富士宮市	169 い1、い3、い4、ろ、に~そ、ね~ら、 う1~ふ、ハ~チ2 170 い~ち、ぬ~る、た~つ2、 171 い、ろ2~ろ3、へ~む、の、く~あ、ハ、 172 い~り		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
富士市	計	939.94	
	173 全、 174 い、 176 全、 177 い~へ、 178 い~と、 179 全、 180 全、 181 い~く、 182 い1~ろ、 183 い~ほ、 184 い~ち、 185 全、 186 い~わ、 187 い~ぬ、 189 全、 193 り、 195 全、 201 い~る、 203 ろ~ほ、ち~よ、イ		
御殿場市	計	728.12	
	460~469全、 472 い~ね、 473 い~る、 474 い~よ、 475 い~ら、 476 全、 477 い1、い3、は~イ、 484 い~く、 501 へ~と、 562 ほ、 563 ほ、 564 ほ、 565 ほ、 566 は2、 566 ち、 567 に、 569 に、 570 ほ、 571 と、 572 い、 575 い~ろ、 575 ほ、 576 い、 577 と~ぬ、		

市町村	森林の所在 (林小班)	面積	施業方法		
裾野市	計	668.03	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり		
	452 い～は、り、る～わ、う、 453 全、 459 全、 464 い～は、 465 い～ち、 465 ロ、 470 全、 471 い～ほ、 471 ニ～ホ、 478 全、 479 い～は、 483 い～う、				
長泉町	計	83.98			
	437 へ、 438 ろ、 439 へ、 440 へ、 441 は～に、 451 全				
小山町	計	758.34			
	494全、 495全、 500い～や、 501ち～り、 515全、 520に2～ほ、 520と、 521全、 522全、 524に3、イ、 525は2～イ、 526ほ～へ、 527ろ～イ、 528は、 529ほ1～ほ2、 530は2、は5～ほ2、 531は1～に、 532い、 533と～ち2、 534い～は、 535い～ろ、 535ほ、 556は～に、 557ろ、に 558い				

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域  
該当なし。

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</li> <li>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</li> <li>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</li> <li>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</li> </ul> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</li> <li>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</li> </ul>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</li> <li>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</li> <li>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわた</li> </ul>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>り带状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗木を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注)「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養 保安林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</li> <li>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</li> </ol>
土砂流出防備 保安林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</li> <li>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</li> <li>3 その他の森林にあつては、択伐。</li> </ol>
保健保安林	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</li> <li>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</li> <li>3 その他の森林にあつては、択伐。</li> </ol>

別表4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	<p>森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。</p>
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</li> <li>2 単木択伐法は、次の規定により行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</li> <li>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする</li> </ol> </li> </ol>
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</li> <li>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</li> <li>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</li> <li>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</li> <li>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</li> <li>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</li> <li>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</li> <li>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</li> </ol> </li> </ol>
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表5 砂防指定地等の森林の施業

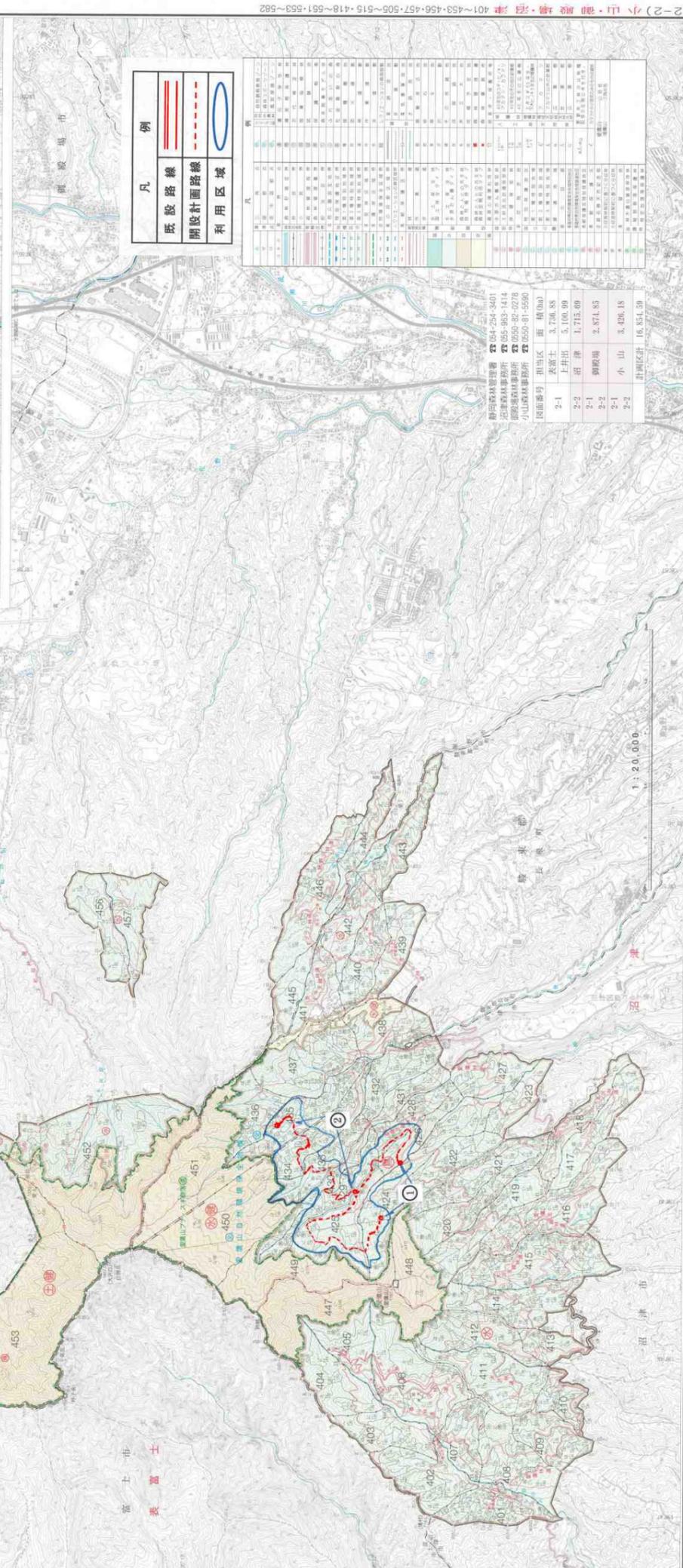
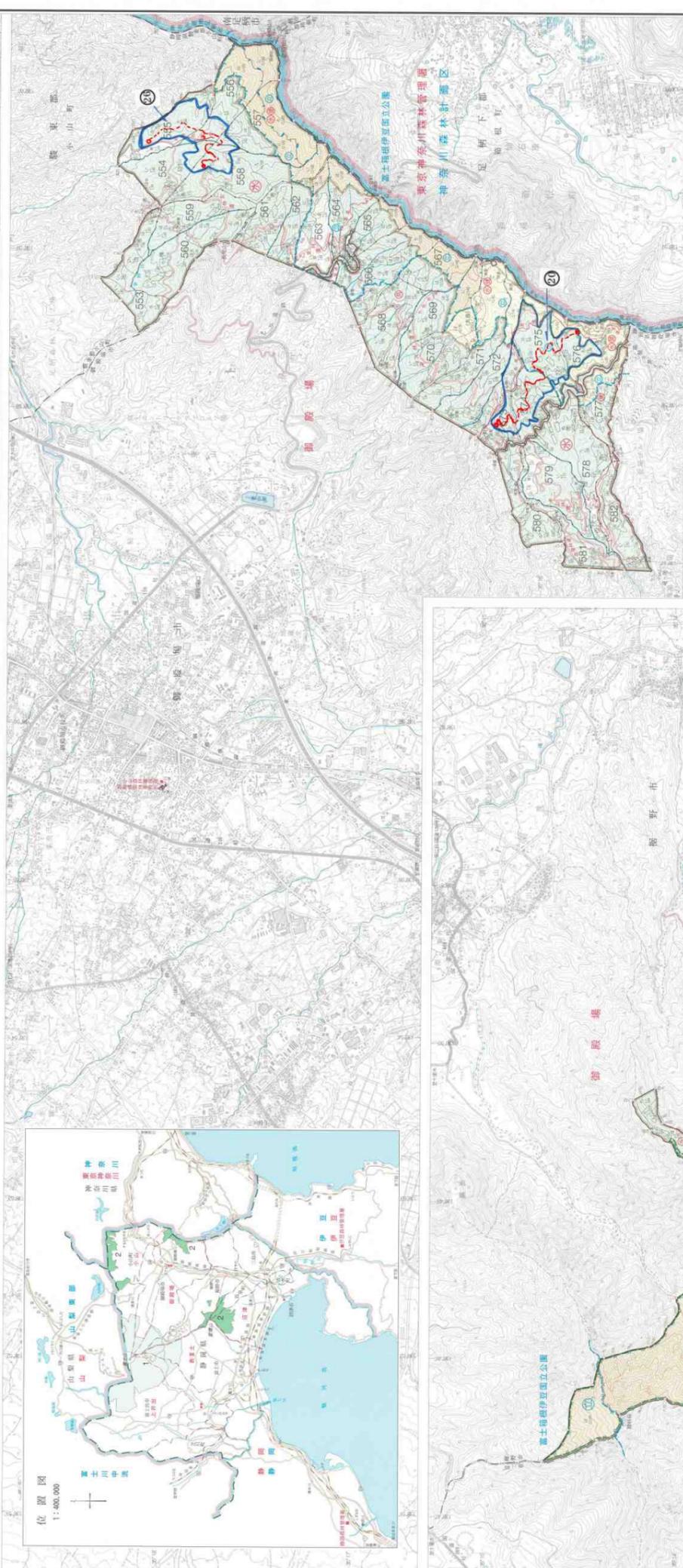
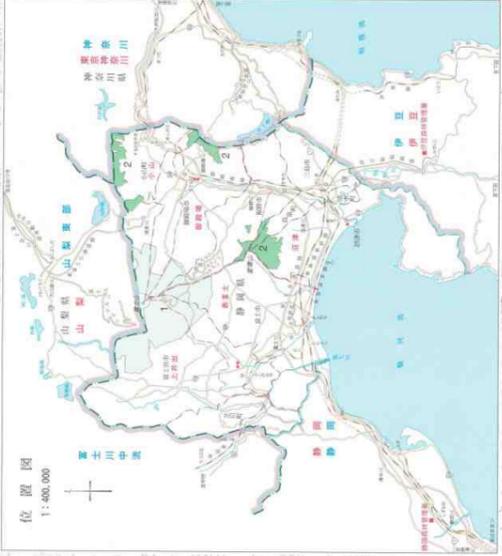
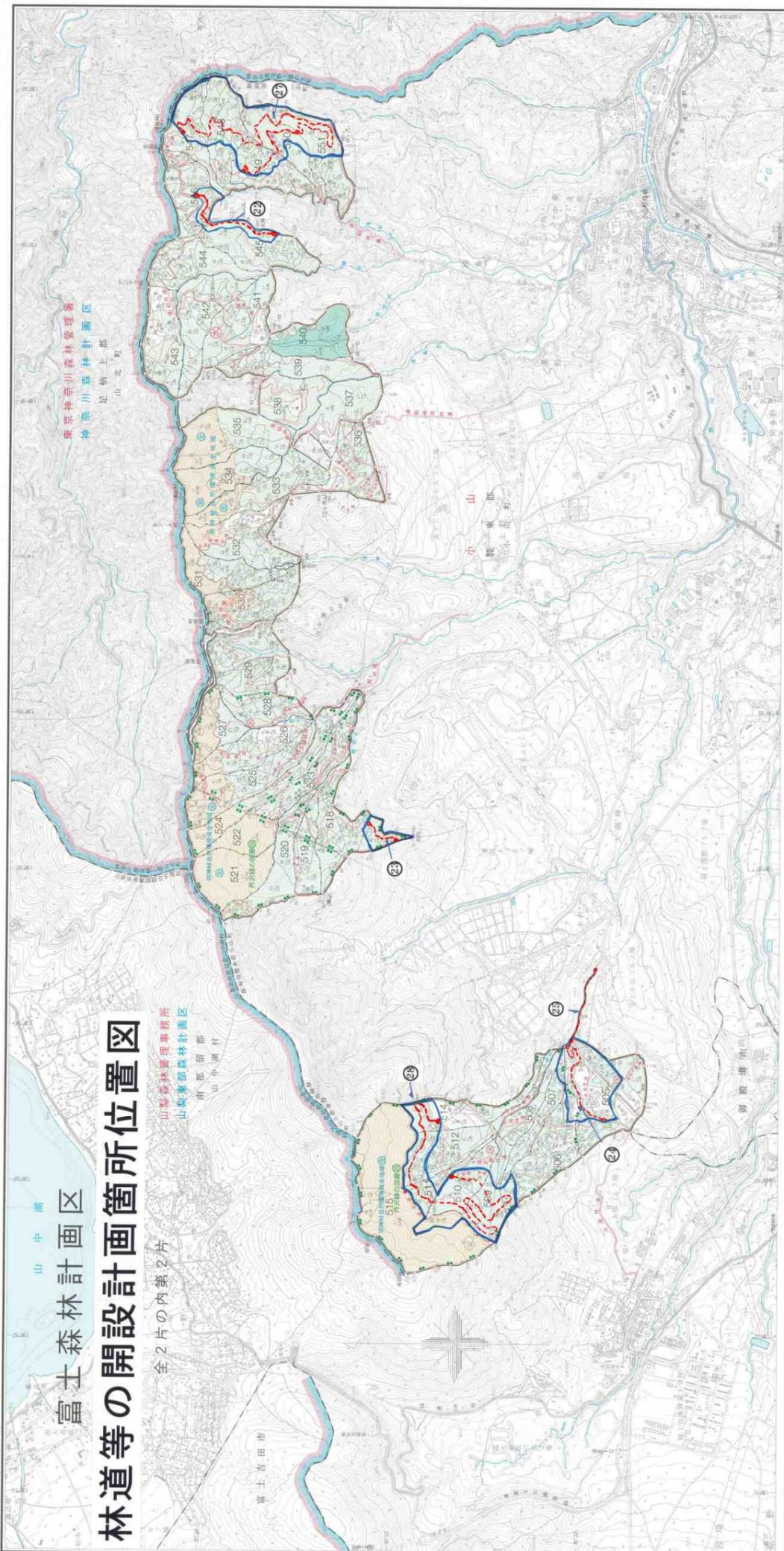
区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「静岡県砂防指定地管理条例」（平成15年静岡県条例第35号）及び同施行規則（平成15年静岡県規則第25号）
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号林野庁長官通達）による。
県自然環境保全地域 特 別 地 区	「静岡県自然環境保全条例」（昭和48年静岡県条例第9号）及び同施行規則（昭和48年静岡県規則第49号）
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「静岡県文化財保護条例」（昭和36年静岡県条例第23号）及び同施行規則（昭和40年静岡県教育委員会規則第1号）



富士森林計画区

林道等の開設計画箇所位置図

全2片の内第2片



凡例

既設路線	(Solid red line)
開設計画路線	(Dashed red line)
利用区域	(Blue outline)

利用区域	色	説明
1	黄緑色	第一種利用区域
2	緑色	第二種利用区域
3	青色	第三種利用区域
4	赤色	第四種利用区域
5	茶色	第五種利用区域
6	紫色	第六種利用区域
7	黒色	第七種利用区域
8	灰色	第八種利用区域
9	白色	第九種利用区域
10	淡青色	第十種利用区域
11	淡黄色	第十一種利用区域
12	淡紫色	第十二種利用区域
13	淡茶色	第十三種利用区域
14	淡赤色	第十四種利用区域
15	淡青色	第十五種利用区域
16	淡黄色	第十六種利用区域
17	淡紫色	第十七種利用区域
18	淡茶色	第十八種利用区域
19	淡赤色	第十九種利用区域
20	淡青色	第二十種利用区域
21	淡黄色	第二十一種利用区域
22	淡紫色	第二十二種利用区域
23	淡茶色	第二十三種利用区域
24	淡赤色	第二十四種利用区域
25	淡青色	第二十五種利用区域
26	淡黄色	第二十六種利用区域
27	淡紫色	第二十七種利用区域
28	淡茶色	第二十八種利用区域
29	淡赤色	第二十九種利用区域
30	淡青色	第三十種利用区域
31	淡黄色	第三十一種利用区域
32	淡紫色	第三十二種利用区域
33	淡茶色	第三十三種利用区域
34	淡赤色	第三十四種利用区域
35	淡青色	第三十五種利用区域
36	淡黄色	第三十六種利用区域
37	淡紫色	第三十七種利用区域
38	淡茶色	第三十八種利用区域
39	淡赤色	第三十九種利用区域
40	淡青色	第四十種利用区域
41	淡黄色	第四十一種利用区域
42	淡紫色	第四十二種利用区域
43	淡茶色	第四十三種利用区域
44	淡赤色	第四十四種利用区域
45	淡青色	第四十五種利用区域
46	淡黄色	第四十六種利用区域
47	淡紫色	第四十七種利用区域
48	淡茶色	第四十八種利用区域
49	淡赤色	第四十九種利用区域
50	淡青色	第五十種利用区域
51	淡黄色	第五十一種利用区域
52	淡紫色	第五十二種利用区域
53	淡茶色	第五十三種利用区域
54	淡赤色	第五十四種利用区域
55	淡青色	第五十五種利用区域
56	淡黄色	第五十六種利用区域
57	淡紫色	第五十七種利用区域
58	淡茶色	第五十八種利用区域
59	淡赤色	第五十九種利用区域
60	淡青色	第六十種利用区域
61	淡黄色	第六十一種利用区域
62	淡紫色	第六十二種利用区域
63	淡茶色	第六十三種利用区域
64	淡赤色	第六十四種利用区域
65	淡青色	第六十五種利用区域
66	淡黄色	第六十六種利用区域
67	淡紫色	第六十七種利用区域
68	淡茶色	第六十八種利用区域
69	淡赤色	第六十九種利用区域
70	淡青色	第七十種利用区域
71	淡黄色	第七十一種利用区域
72	淡紫色	第七十二種利用区域
73	淡茶色	第七十三種利用区域
74	淡赤色	第七十四種利用区域
75	淡青色	第七十五種利用区域
76	淡黄色	第七十六種利用区域
77	淡紫色	第七十七種利用区域
78	淡茶色	第七十八種利用区域
79	淡赤色	第七十九種利用区域
80	淡青色	第八十種利用区域
81	淡黄色	第八十一種利用区域
82	淡紫色	第八十二種利用区域
83	淡茶色	第八十三種利用区域
84	淡赤色	第八十四種利用区域
85	淡青色	第八十五種利用区域
86	淡黄色	第八十六種利用区域
87	淡紫色	第八十七種利用区域
88	淡茶色	第八十八種利用区域
89	淡赤色	第八十九種利用区域
90	淡青色	第九十種利用区域
91	淡黄色	第九十一種利用区域
92	淡紫色	第九十二種利用区域
93	淡茶色	第九十三種利用区域
94	淡赤色	第九十四種利用区域
95	淡青色	第九十五種利用区域
96	淡黄色	第九十六種利用区域
97	淡紫色	第九十七種利用区域
98	淡茶色	第九十八種利用区域
99	淡赤色	第九十九種利用区域
100	淡青色	第一百種利用区域

利用区域	面積 (ha)	割合 (%)
1	3,738.88	2.84
2	5,100.99	3.91
3	1,715.69	1.31
4	2,971.93	2.27
5	3,108.18	2.37
6	16,851.59	12.82
合計	37,819.16	28.94

1 : 20,000